

北秋田市が
結婚相談窓口を
開設します

自分に合った人と巡り逢うには
どうしたらいいの？

娘や息子に
いい人が見つかってほしい。

どんな格好で会えばいいか
わからない…。


結婚支援制度について
詳しく聞いてみたい。

異性と話すのが得意ではないが
どうしよう？

婚活イベントなどの大人数は
ちょっと苦手…。

- 対象** 北秋田市民で結婚を希望する独身の方、およびその家族・友人など
- 問合せ先** 移住・定住支援室
- 開設時間** 開庁日・8:30～17:00
- 相談方法** 対面または下記の方法でご相談に応じます。「移住・定住支援室」までご連絡ください。

<電話> 0186-62-8002 **<メール>** iju@city.kitaakita.akita.jp

<LINE>  左のQRコードを読み込み、北秋田市 移住・定住支援室のLINEアカウント「きたあきたターン」を友だち追加して、「結婚相談」とご連絡ください。

<Zoom> 相談希望日の3日前までにメールまたはLINEにて下記内容をご連絡ください。折り返し、招待URLを送信します。
①氏名 ②電話番号 ③メールアドレス ④相談希望日時 ⑤相談したい内容

結婚支援制度のご案内

「あきた結婚支援センター」登録料助成

<助成額> 1万円(結婚支援センター入会登録料全額分)
※入会にかかる費用はありません。

<助成要件> 北秋田市内に住所を有し、市税等に滞納がない方

<手続き> あきた結婚支援センターに必要書類を提出

<有効期間> 登録日から2年間

<入会予約> フリーダイヤル 0800-800-0413

北秋田市結婚生活応援金

<交付額> 1組10万円
ただし夫婦のいずれかが北秋田市移住希望者登録をした県外の方で、本市の住民となった日から3年以内に婚姻した場合は、20万円交付します。

<対象者> ●婚姻届受理日から3ヶ月以内に北秋田市に住民登録し、居住していること。●夫婦の合計年齢が70歳以下であること。●3年以上婚姻を継続し、夫婦の双方が引き続き3年以上市内に居住する意思を有すること。以上、全ての条件を満たす夫婦。※その他諸条件があります。



移住・定住支援制度のご案内

北秋田市では移住・定住に関するさまざまな支援を行っております。ご家族やご親族などで身近に「北秋田市に帰って来たい」という方が居られましたら、お気軽にご相談ください！

北秋田市移住希望者登録

北秋田市への移住・Uターンを考えている皆さまに、助成メニューや支援情報などを提供します。登録することで活用できる制度が広がります。

対象者 県外に住所を有し、北秋田市に移住を希望する方、または北秋田市への移住に関心を持っている方

北秋田市移住者 住まい応援助成事業

秋田県外から北秋田市に移住した方の経済的な負担軽減を図るため、移住のときに生じた費用の一部を助成します。

対象者 北秋田市移住希望者登録をした方

方で、その他諸条件があります。

- 助成内容**
- ①引越し費用(引越し費用および冬季生活必需品購入費用)②自動車運転免許取得費用(自動車教習所入校料など)③家財処分費用(空き家バンク登録物件を賃貸借する場合の仏壇等の処分費用)
 - 助成上限** ①引越し費用+②自動車運転免許取得費用 最大20万円
 - ただし、子育て世帯は18歳以下の世帯員1人につき5万円加算
 - ③家財処分費用 最大5万円

北秋田市奨学金等 返還支援制度

奨学金の返還額の一部を助成し、将来を担う若者の「きたあきた暮らし」を応援します。

援します。

- 対象者** 高等教育機関を卒業(中退)し、平成27年4月1日以降本市に居住し奨学金返還中で、45歳未満の就労している方
- 助成期間** 交付初年度から最大で60か月(5年間)分
- 助成率・助成上限額** 国家資格に基づく就労の場合 年返還額の1/2、助成上限年額20万円
上記以外で就労している場合 年返還額の1/3、助成上限年額13万3千円

問合せ 総合政策課 移住・定住支援室
☎62-8002
※各種制度の詳細や申請方法、必要書類は直接お問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

